

分散投資と資産形成「老後2000万円問題」 プラクティス1-「iDeCo」

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所
税理士



2019年6月3日、金融庁が公表した金融審議会の市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」(以下「報告書」)が、「老後資金2000万円不足問題」にすり替り、新たに2000万円を用意しなければ老後の安寧はないかのような衝撃の報告書として政争の具と化し議論が紛糾炎上しました。

もとより我が国の年金制度は、老後の生活設計の柱でこそあるものの、老後資金のすべてを賄い老後の生活を100%保障するという制度ではないという大前提のもと、これまで多くの高齢者はリタイア後の生活を、主に年金と退職金や現役時代の貯蓄を取り崩してやり繰りしてきたというのが実情ですから、年金以外に個人の生活水準やライフプランに応じて老後のための資金を蓄えることは、ワーキング・グループの報告を待つまでもなく当然必要と認識されてきたことです。個人所得税でも、退職金については「退職所得控除」という優遇措置がありますが、これは「老後の生活保障的な最後の所得であることなどによる担税力などを考慮」した老後資金に対する税制上の配慮なのです。

長年にわたりごく当たり前であったことが殊更ズームアップされ、問題が矮小化されてしまった体のこの報告書が、本来意図するところはさて何だったのでしょうか。「この先、退職金も年金も減少傾向にあるというのに100歳までも生きるのだから、このままだとざっと2000万円ぐらい足りなくなりそうですよ。だから思考停止している場合じゃなく、人任せにしないで自分で何か具体的なアクションを起こして老後資金を蓄えること検討してください。あなたが今、現役期なのか、リタイア期前後なのか、高齢期なのかによって策は違ってきますけど、多少リスクがないとあまり増えないし、リスクがあり過ぎても怖いので分散投資で資産寿命を延ばしましょう。」そんな風に読めなくもありません。総人口減少局面における長寿化の進行に加え、かつて経験したことのない高齢社会「人生100年時代」と称される近未来に向かって生き続ける1億2000万人に対し、自らの資産形成に真剣に向き合うきっかけとして、今後ますます多様化するであろう個

人のライフスタイルに即していないこの報告書が、図らずも議論紛糾炎上によって一石を投じるものになったとも言えるのではないのでしょうか。

世論混乱の只中、金融担当大臣の報告書受取拒否により、新たなテーマで議論を仕切り直すこととなった金融審議会ワーキング・グループですが、世間の反応に無闇に迎合することのない今後の議論に注目したいところです。人生100年時代の真のメルクマールとなり得る報告書が期待されます。

そこで本コーナーでは、今月号から3回シリーズで「分散投資と資産形成」をテーマに、報告書でも取り上げている iDeCo と NISA、それに最小のリスクで無視できない効果を発揮する小規模企業共済制度をご紹介します。

☞ 金融審議会の「市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」令和元年6月3日」は https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190603/01.pdf からご確認いただけます。

〔質問1〕

ライフステージを通じた長期の資産形成における長期・積立・分散投資に有効であるとして、税制面で一定の優遇が行われている個人型確定拠出年金「iDeCo」について、その概要を教えてください。

〔回答〕

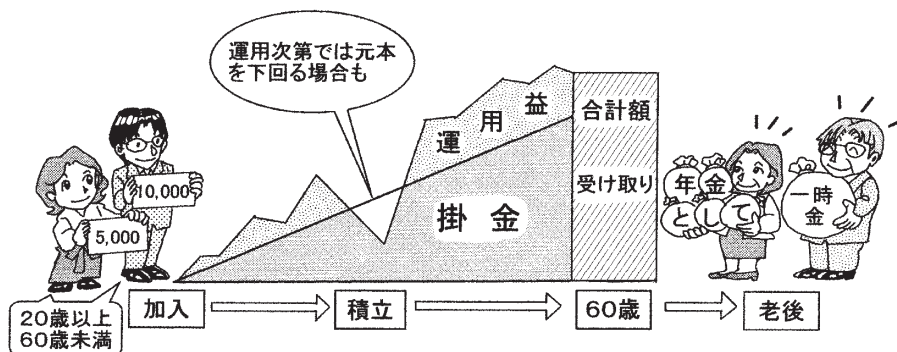
確定拠出年金は、2001年に施行された確定拠出年金法に基づいて実施されている私的年金制度で、「日本版401k」とも言われ同年10月1日から掛金の運用が開始されました。現在「個人型」「企業型」「簡易企業型」の3種類があります。

このうち個人型は同法第3章を根拠としています。個人型確定拠出年金は2017年1月から加入対

象者が拡大され、基本的に20歳以上60歳未満のすべての人が加入できるようになりました。愛称の「iDeCo（イデコ）」は、確定拠出年金「DC：Defined Contribution Plan」と個人を表わす「individual」の頭文字を組み合わせた「individual-type Defined Contribution pension plan」の略語です。

個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」）は、加入者が毎月一定の金額を掛金として拠出し、あらかじめ用意された定期預金・保険・投資信託といった金融商品で自ら運用選択し、掛金とその運用益との合計額をもとに60歳以降に年金又は一時金として受け取ります。掛金、運用益、給付については、税法上の優遇措置が講じられています。

掛金は月額5,000円から始めることができ、



1,000円単位で上乗せできますが、加入者の職業等によって上限金額が定められています。

〔質問2〕

iDeCo は、どのような目的で発足し運営されているのですか。

〔回答〕

確定拠出年金法の第一章総則の目的には、「この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化に、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」と明記されています。

個人の老後に向けた継続的な自助努力を支援するため、確定拠出年金法の改正が行われ、2017年

1月1日、2018年1月1日、2018年5月1日に順次施行された改正確定拠出年金法により新たな取扱いが開始されるなど、iDeCo 活用の幅や利便性が向上しました。

現在65歳の人の平均余命は、男性が19.70年、女性が24.50年などとなっており（厚生労働省「平成30年簡易平均余命表」）、65歳以降の生活が20年以上続くというのが平均的な絵姿とされています。

国民年金基金連合会の「iDeCo 公式サイト」をのぞいてみると、「**長期化する老後にそなえ、もうひとつの年金「iDeCo」で豊かな老後生活を！**」「国民年金や厚生年金と組み合わせることで、より豊かな老後生活を送るための資産形成方法の一つとしてご活用ください。」などのキャッチフレーズが掲げられています。こうした**資産形成**というワードで国が国民に呼び掛ける先には、「急速な高齢化と少子化による人口減少のため、社会保障制度によるこれまでのような手厚い政府保証は無理なので、自らの力量と責任で資産を増やして長い老後をなんとか頑張っ生きて抜い

【図1】 iDeCo の加入資格と拠出限度額等

自営業者 学生等 (第1号被保険者)	専業主婦等 (第3号被保険者)	サラリーマン等 (第2号被保険者)			公務員等 共済加入者 (第2号被保険者)
拠出限度額 月額6.8万円 (年額81.6万円)	拠出限度額 月額2.3万円 (年額27.6万円)	拠出限度額 月額2.3万円 (年額27.6万円)	拠出限度額 月額2.0万円 (年額24.0万円)	拠出限度額 月額1.2万円 (年額14.4万円)	拠出限度額 月額1.2万円 (年額14.4万円)
国民年金基金 または国民年金 付加保険料 との合算枠			企業型DC 拠出限度額 月額3.5万円 (年額42.0万円)	企業型DC 拠出限度額 月額1.55万円 (年額18.6万円)	確定給付型年金 [厚生年金基金] [確定給付企業年金] 拠出限度額なし
			企業型DC	企業型DC	
国民年金基金 iDeCoとの 重複加入可			厚生年金保険	確定給付型年金 [厚生年金基金] [確定給付企業年金] 拠出限度額なし	年金払い 退職給付等
			基礎年金		

(注) 企業型確定拠出年金に加入している人は、企業型年金規約で個人型確定拠出年金 (iDeCo) に同時に加入してよい旨を定めている場合のみ、iDeCo に加入できます。

出典：国民年金基金連合会 iDeCo 公式サイト <https://www.ideco-koushiki.jp/guide/>

てください！ そのためのサポート体制として iDeCo という仕組みをご用意しました！」という 老後自己責任論を示唆するような肌感覚もありますが、この制度は、老後のための資産形成を目的とする一つの方法として位置付けられるものであり、だれもが利用する「権利」のある税制優遇措置となっています。（加入資格と拠出限度額は図1参照）

【質問3】

iDeCo は、現状どのような状況で運営されているのですか。

【回答】

国民年金基金連合会によると、2019年8月（8月20日まで国民年金基金連合会受付分）の iDeCo 加入者数は前年同月比33.5%増の1,347,853人、8月の新規加入者は前年同月比14.6%増の40,433人と報告されています。また、9月25日付ブルームバーグ・ニュースは、「オンライン証券最大手の SBI 証券では、iDeCo 口座の申込件数が6、7月

はいわゆる200万円問題が注目される直前の5月に比べて約1.5倍増、マネックス証券でも同様に6、7月は iDeCo 申込件数が約1.5倍」だったことなども報じています。

【質問4】

iDeCo には、どのようなメリットとデメリットがありますか。

【回答】

iDeCo 活用効果のポイント及び留意すべきポイントとしては次のような点が挙げられます。

(1) iDeCo の税制上のメリット

① 掛金が全額所得控除

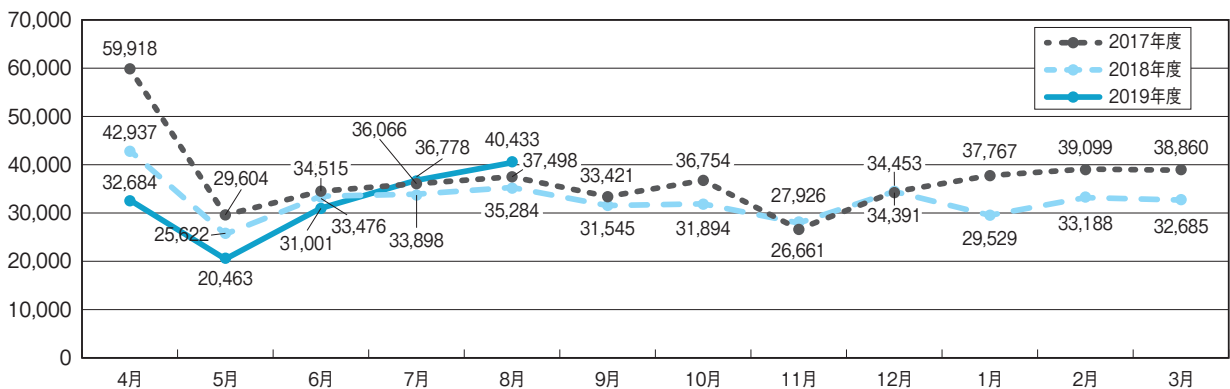
iDeCo 最大のメリットは、掛金の全額が「所得控除」の対象となり、所得税・住民税が節税できることです。

② 運用益が非課税で再投資

通常、金融商品を運用すると、運用益に課税されますが（源泉分離課税20.315%）、運用で得た定期預金利息や投資信託運用益が非課税になります。

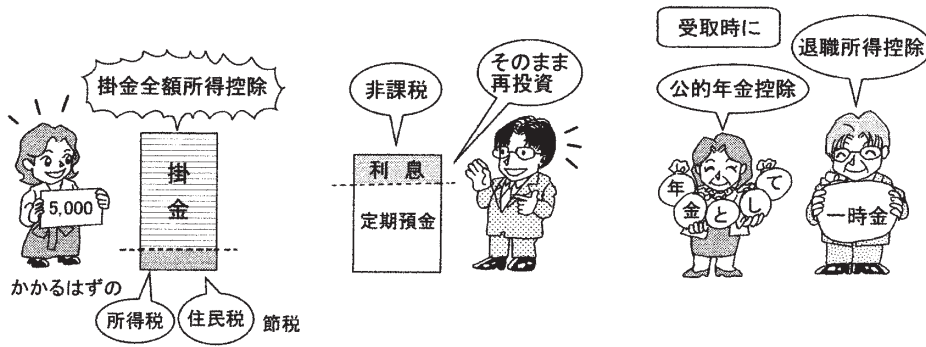
【図2】 iDeCo 新規加入者数の推移

(単位:人)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2017年度	59,918	29,604	34,515	36,066	37,498	33,421	36,754	26,661	34,391	37,767	39,099	38,860	444,554
2018年度	42,937	25,622	33,476	33,898	35,284	31,545	31,894	27,926	34,453	29,529	33,188	32,685	392,437
(前年同月比)	(71.7%)	(86.5%)	(97.0%)	(94.0%)	(94.1%)	(94.4%)	(86.8%)	(104.7%)	(100.2%)	(78.2%)	(84.9%)	(84.1%)	(88.3%)
2019年度	32,684	20,463	31,001	36,778	40,433								161,359
(前年同月比)	(76.1%)	(79.9%)	(92.6%)	(108.5%)	(114.6%)								(41.1%)

出典：厚生労働省 iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況（2019年8月時点）（2019年8月20日まで国民年金基金連合会受付分）
https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/join_overview_R0108.pdf



本来なら税金として差し引かれる資金を再投資に充てられるため、より有利な運用が可能になります。

③ 受取時の所得控除

受取方法は年金か一時金を選択できますが（金融機関によっては、年金と一時金の併用可）、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」の対象となります。

(2) iDeCo のデメリット

① 運用状況によって資産が増減する

運用の中心となるのはリスク商品である投資信託であり、大きな運用益が期待される反面、またその逆に元本割れする可能性もあります。この点が iDeCo の大きなデメリットとされています。元本と運用益が約束された元本確保型商品を選択することができる金融機関もありますが、リスクが少ない分運用益も上がらず大きな資産形成は期待できません。特に近年の超低金利時代にあっては、利息より手数料の方が高くなってしまいリスクを取らないのに元本を割る可能性があることにも留意が必要です。

② 将来の受取年金額が確定しません

拠出した資金の運用そのものは投資の専門家がいますが、加入者自身は運用管理機関が提示する運用商品を指

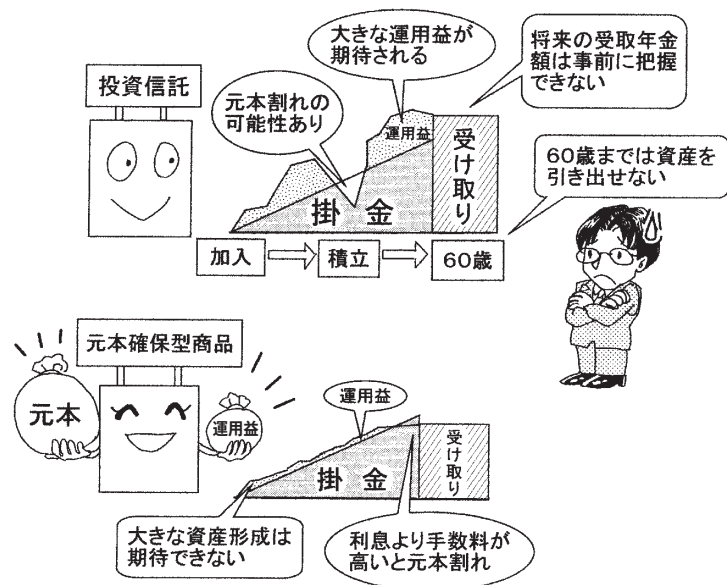
定する必要があります。自ら選択した運用商品に掛金を投資した結果として将来の受取年金額が変動します。そのため60歳以降に受け取ることができる年金額を事前に把握することができません。

③ 原則60歳まで運用中の資産を引き出せない

iDeCo は老後のために資産を築くことを目的とした制度であるため、公的年金が一定の年齢にならないと支給されないのと同じように、原則として60歳になる前に解約して現金を受け取ることは認められていません。

④ 各種手数料が掛かる

iDeCo に加入するとすべての手数料を自分で負担しなければなりません。iDeCo には運用管理機関、国民年金基金連合会、事務委託先金融機関が関わっており、①加入時・移換時手数料、②口座



管理手数料、③給付事務手数料、④還付事務手数料が掛かります。更に、投資信託を選択した場合は、⑤信託報酬も発生します。

⑤ 受取時に課税される場合がある

一定金額までは非課税で受け取ることができま
すが、課税対象となるケースがあります。

◆一時金で受け取る場合

一時金で受け取る場合は退職所得控除が適用さ
れますが、勤続年数や加入年数と退職金の額に
よっては、非課税枠に収まらない可能性があります。

◆年金で受け取る場合

年金で受け取る場合は公的年金等控除が適用さ
れますが、iDeCoの受取額は国民年金や厚生年金

などの公的年金額と合算されますので、合計額が
公的年金控除額を超える部分の金額については、
課税の対象になります。

◆一時金と年金を併用して受け取る場合

一時金と年金を併用して受け取る場合、退職所
得控除と公的年金等控除の両方の所得控除の適用
を受けることができますが、金融機関によっては
利用できないところがあります。いずれも、控除
額を超える部分の金額については、課税の対象に
なりますが、iDeCoの受取に際して課税対象所得
が生じる場合は、所得控除のダブル適用が受けら
れる併用方式の受取は、節税という側面において
は有利な受取方法です。

本稿で参照した資料等は、以下のサイトでご確認いただけます。

金融審議会：市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」令和元年6月3日

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190603/01.pdf

厚生労働省：iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況（2019年8月時点）（2019年8月20日まで国民年金基金連合会受付分）

https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/join_overview_R0108.pdf

厚生労働省：「平成30年簡易生命表の概況」主な年齢の平均余命

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life18/index.html>

国民年金基金連合会：iDeCo公式サイト

<https://www.ideco-koushiki.jp/guide/>

特定非営利活動法人確定拠出年金教育協会 iDeCoナビ

<https://www.dcnenkin.jp/about/>

金融庁：「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」報告書 平成29年3月30日

<https://www.fsa.go.jp/singi/kakei/01.pdf>

金融庁：平成27事務年度金融レポート平成28年9月

<https://www.fsa.go.jp/news/28/20160915-4/01.pdf>

厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室「平成30年 国民生活基礎調査の概況」令和元年7月2日

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa18/dl/10.pdf>